

議案第30号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号が存在しない場合には、当該移動後条号を（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率) 第2条 <u>平成18年度から平成20年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>26,400円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>26,400円</u>	(保険料率) 第2条 <u>平成15年度から平成17年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>19,800円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>29,700円</u>

(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者  
39,600 円

(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者  
52,800 円

(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者  
66,000 円

(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者  
79,200 円

### 第 3 条 略

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格  
取得、喪失等があった場合)

### 第 4 条 略

#### 2 略

3 保険料の賦課期日後に令第 38 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ又は第 5 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 38 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

#### 4 略

### 第 5 条～第 10 条 略

第 11 条 町は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科する。

### 第 12 条～第 14 条 略

附 則

(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者  
39,600 円

(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者  
49,500 円

(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者  
59,400 円

### 第 3 条 略

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格  
取得、喪失等があった場合)

### 第 4 条 略

#### 2 略

3 保険料の賦課期日後に令第 38 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 38 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

#### 4 略

### 第 5 条～第 10 条 略

第 11 条 町は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科する。

### 第 12 条～第 14 条 略

附 則

第1条～第6条 略 (新予防給付の施行期日)	第1条～第6条 略
第7条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第3条第1項の条例で定める日は、平成18年10月1日とする。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の三朝町介護保険条例第2条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第228条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1号又は同条第2号に該当するもの 34,800円
- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 43,800円
- (3) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号又は同条第2号に該当するもの 39,600円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及

びすべての世帯員（第 2 項経過措置対象者に限る。）が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 48,000 円

(5) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 2 項経過措置対象者に限る。）が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 4 号に該当するもの 57,000 円

2 平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 19 年度の保険料率は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 1 号又は同条第 2 号に該当するもの 43,800 円

(2) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 48,000 円

(3) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 4 項の適用を受けるもの（以下この項において「第 4 項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 1 号又は同条第 2 号に該当するもの 52,800 円

(4) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 4 項経過措置対象者に限る。）が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 57,000 円

(5) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 4 項経過措置対象者に限る。）が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 4 号に該当するもの 61,200 円